

地方公共団体及び農業協同組合以外で
農地を所有していない者が開設する場合（NPO、企業等）

開設方法	市民農園整備促進法による場合 （施設整備を要する場合）	特定農地貸付法による場合貸付け
開設者と利用者との権利関係	・貸付け = 特定農地貸付け	・貸付け = 特定農地貸付け
開設者の農地の取得の仕方	・地方公共団体又は農地保有合理化法人から使用貸借による権利又は賃借権を取得	・地方公共団体又は農地保有合理化法人から使用貸借による権利又は賃借権を取得
施設	・農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要	・要件とされていない
開設手続	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者と農地の所在地を所轄する市町村及び開設者に農地の貸付けを行う地方公共団体（又は農地保有合理化法人）との間で貸付協定を締結 ・開設者が整備運営計画を作成し、市町村に申請（内容審査の上、市町村が認定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者と農地の所在地を所轄する市町村及び開設者に農地の貸付けを行う地方公共団体（又は農地保有合理化法人）との間で貸付協定を締結 ・開設者が貸付規程を作成し、貸付協定も添えて農業委員会に申請（内容審査の上、農業委員会が承認）
開設場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園区域 ・市街化区域 	・特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・特定農地貸付法の承認があったものとみなされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利移動の許可等が不要 ・農地法の転用許可があったものとみなされ、整備運営計画に定める休憩施設等の整備については、農地法の転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の権利移動の許可等が不要 ・土地改良事業の参加資格を使用貸借による権利等を設定した地方公共団体等に付与

貸付協定

農地の所在地を所轄する市町村と開設者に農地を貸付ける地方公共団体が同じ場合は、開設者と2者間で貸付協定を締結

